

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年4月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のため>

○オホーツクきたみノルディックウォーキング協会様（緑ヶ丘） 26,244円

<故人が生前お世話になったため>

○小野寺 俊幸様（常呂町）	50,000円	○大竹口 博子様（留辺蘂町）	10,000円
○佐々木 央様（留辺蘂町）	30,000円	○及川 利実様（訓子府町）	20,000円